

経営者のための

銀行交渉術 と最新税務情報



第 133 号

令和 5 年 12 月 19 日 (火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■ 国外転出(贈与・相続)時課税について ■

国外転出(贈与)時課税は、贈与の時点で 1 億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者が国外に居住する親族等へ対象資産の全部又は一部(贈与対象資産)を贈与した場合に、その贈与の時に、贈与対象資産の譲渡等があったものとみなして、その贈与対象資産の含み益に対して贈与者に所得税が課税され、国外転出(相続)時課税は、相続開始の時点で 1 億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者が亡くなり、非居住者である相続人等が相続または遺贈(以下「相続等」といいます。)により対象資産の全部または一部(相続対象資産)を取得した場合に、その相続開始の時に、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その相続対象資産の含み益に対して所得税が課税されます。

国外転出(贈与)時課税の申告をする贈与者が、一定の手続を行った場合は、国外転出(贈与)時課税の適用により納付することとなった所得税について、贈与の日から 5 年間納税を猶予することができ(延長の届出により最長 10 年間)、納税猶予期間の満了日の翌日以後 4 か月を経過する日が納期限となります。

納税猶予の適用要件は、次のとおりです。

- ① 確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載すること。
- ② 確定申告書に「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》」、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」など一定の書類を添付すること。
- ③ 確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額および利子税額に相当する担保を提供すること。

国外転出(相続)時課税の申告をする相続人が、一定の手続を行った場合は、国外転出(相続)時課税の適用により納付することとなった所得税について、相続開始の日から 5 年間納税を猶予することができ(延長の届出により最長 10 年間)、納税猶予期間の満了日の翌日以後 4 か月を経過する日が納期限となります。

納税猶予の適用要件は、次のとおりです。

- ① 準確定申告書の提出期限までに、相続対象資産を取得した非居住者である相続人等の全員が、原則として連署による一の書面で、所轄税務署へ納税管理人の届出をすること。
- ② 準確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載すること。
- ③ 準確定申告書に「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》」、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」など一定の書類を添付すること。
- ④ 準確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額および利子税額に相当する担保を提供すること。